第２号様式（第４条関係）

|  |
| --- |
| 計画変更認定申請手数料額計算書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第１項の規定による認定） |
| １　申請の対象とする範囲　　(該当する□にレを記入) | 　□　建築物全体□　複合建築物の住宅部分□　複合建築物の非住宅部分 |
| ２　計画の評価方法　　(該当する□にレを記入) | 　住宅部分：　□　誘導仕様基準　　　□　誘導仕様基準以外非住宅部分：□　モデル建物法　　　□　標準入力法等 |
| ３　手数料額の計算　　　　　　　　　　　　合計　　　　　　　　　　　　円 |
| 　 | 申請の種類(該当する□にレを記入) | 適合証等がある場合 | 適合証等がない場合 |  |
| □(1)一戸建て住宅の申請の場合 | 床面積 | m2 | 別表102の項(1)ア円 | 別表102の項(2)ア(ア)Ａ若しくはＢ又は(2)ア(イ)Ａ若しくはＢ円 |
| □(2)(1)以外の建築物の申請の場合（住宅部分の共用部分の床面積を除く場合は□にレを記入） | 住宅部分の床面積の合計□共用部分を除く | m2 | 別表102の項(1)イ(ア)ＡからＤまで1. 円
 | 別表102の項(2)イ(ア)Ａ(Ａ)から(Ｄ)まで又は(2)イ(ア)Ｂ(Ａ)から(Ｄ)まで1. 円
 |
| 非住宅部分の床面積の合計 | m2 | 別表102の項(1)イ(イ)ＡからＧまで1. 円
 | 別表102の項(2)イ(イ)Ａ(Ａ)から(Ｇ)まで又は(2)イ(イ)Ｂ(Ａ)から(Ｇ)まで1. 円
 |
| 合計 | m2 | ①＋②円 | ③＋④円 |
| 　注１　「別表」とは、武蔵野市手数料徴収条例別表を指す。２　申請に併せて、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第２項において準用する同法第35条第２項の規定による申出をする場合は、上記の合計に武蔵野市手数料徴収条例に定める額を加える。３　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第１号ただし書及び第10条第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法により評価する場合の手数料の額は、標準入力法等による評価方法とみなして計算した額とする。４　「適合証等」とは、申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第１項各号に掲げる基準に適合することを示す登録建築物エネルギー消費性能判定機関等が作成した書類をいう。 |